## 告 示

## 埼玉県選管告示第二十六号

島市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告 があった。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、鶴ヶ

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所 在 地	管理者	収容人員
シター 鶴ヶ島市東市民セ	二〇二番地埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷	鶴ヶ島市長	六百人
シター 鶴ヶ島市南市民セ	七五番地一埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘三	鶴ヶ島市長	二百人
シター 鶴ヶ島市北市民セ	七一番地一埼玉県鶴ヶ島市大字脚折二一	鶴ヶ島市長	二百人
民センター鶴ヶ島市富士見市	十一番一号埼玉県鶴ヶ島市富士見五丁目	鶴ヶ島市長	二百人
センター 鶴ヶ島市大橋市民	八八三番地埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷	鶴ヶ島市長	二百五十人
鶴ヶ島市西市民セ	七番地八埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目一	鶴ヶ島市長	二百人